

会 議 の 名 称	民 生 文 教 委 員 会 協 議 会	開 催 月 日 ・ 令 和 7 年 6 月 24 日 開 会 時 間 ・ 午 前 ・ 午 後 10 時 00 分 閉 会 時 間 ・ 午 前 ・ 午 後 10 時 08 分
出 席 者	後 藤 徹 花 村 隆 南 谷 佳 寛 後 藤 國 弘 野 口 佳 宏 栗 津 明	
欠 席 者		
オ ブ ザ ー バ ー	副 議 長 安 井 智 子	
傍 聴 者	藤 川 貴 雄 川 柳 雅 裕 原 一 郎 河 崎 周 平	
説 明 の た め に 出 席 し た 者	國 枝 副 市 長 鷺 野 副 市 長 吉 村 市 長 室 長 園 部 市 民 部 長 木 村 税 務 課 長 中 島 税 務 課 長 補 佐 佐 藤 保 険 年 金 課 長 棚 橋 保 険 年 金 課 長 補 佐 藤 井 議 会 事 務 局 長 浅 井 議 会 総 務 課 長 堀 議 会 総 務 課 長 補 佐 森 議 会 事 務 局 主 任	
協 議 事 項	・ 議 第 46 号 羽 島 市 税 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 に つ い て ・ 議 第 49 号 令 和 7 年 度 羽 島 市 国 民 健 康 保 険 特 別 会 計 補 正 予 算 (第 1 号)	

【開会＝午前 10 時 00 分】

後藤徹委員長

ただいまから民生文教委員会を開会いたします。本委員会に付託されました議案については、お手元に配付したとおりであります。既に説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

その前に委員長からお願いをしておきます。委員及び執行部におかれましては、簡潔明瞭な質疑、答弁をお願いいたします。

また、執行部におかれましては、発言の前に挙手、職名を発言の上、委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

最初に、「議第 46 号 羽島市税条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

質疑を行います。質疑のある方はご発言願います。

花村委員

議案要綱 5 ページ、要綱 2 の 1、公示送達に関する事について、まず公示送達とは何を指すのか、こういったことから説明してください。

税務課長

一般に公示送達とは、民事訴訟法上の送達の一で、当事者の住所、居所その他送達をすべき場所が不明であること等により、書類の送達が不可能である場合において、所定の公示手続きをとり、公示がなされてから一定期間が経過した後においては、書類の送達があったものとみなす制度です。

花村委員

「公示送達の方法について、公示事項を不特定多数の者が閲覧できる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を掲示場へ掲示し、又は市の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによってするものとする。」としておりますが、このうち「不特定多数の者が閲覧できる状態に置く措置」と、「市の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したもの」とは具体的にはどういった表示の仕方をさすのか、説明してください。

税務課長

「不特定多数の者が閲覧できる状態に置く措置」については、市のホームページに公示事項を表示することを、「市の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したもの」については、デジタルサイネージ等に公示事項を表示する

	ことを、現在、想定しています。
花村委員	次に、要綱２の２、市民税に関することについてお尋ねいたします。特定親族特別控除の対象となる特定親族とはこういったものを指しますか。
税務課長	特定親族特別控除の対象となる特定親族は、居住者と生計を一にする 19 歳以上 23 歳未満の親族等で給与収入が 123 万円超 188 万円以下の人が対象となります。
花村委員	この特定親族特別控除ですが、給与所得に対する住民税控除額はいくらになりますか。
税務課長	特定親族特別控除の給与収入に対する住民税控除額は、123 万円超 160 万円以下の場合 45 万円。160 万円超 165 万円以下の場合 41 万円。165 万円超 170 万円以下の場合 31 万円。170 万円超 175 万円以下の場合 21 万円。175 万円超 180 万円以下の場合 11 万円。180 万円超 185 万円以下の場合 6 万円。185 万円超 188 万円以下の場合 3 万円となります。
花村委員	それでは要綱２の３、市たばこ税に関することについて、令和８年４月１日以降、加熱式たばこに対してかかる、たばこ税は、いくらになりますか。
税務課長	令和８年度は、加熱式たばこについて、紙巻たばこの間の税負担差を解消するため、加熱式たばこの課税方式の適正化を４月、１０月の２段階で実施し、加熱式たばこの紙巻たばこへの換算方法の変更を行います。 重量等による本数換算のため、銘柄等により加熱式たばこの一本当たり等のたばこ税の金額は違いますが、財務省の資料の例によれば、２段階実施後の加熱式たばこ一本当たりのたばこ税は、国税、地方税合わせて紙巻たばこ一本当たりと同等の約 15 円となっています。
後藤徹委員長	ほかにご質問はありますか。 〔発言する者なし〕
後藤徹委員長	質疑を終わります。 続いて討論を行います。討論のある方はご発言願います。

	〔発言する者なし〕
後藤徹委員長	討論を終わります。 採決を行います。議第 46 号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。
	〔「異議なし」と発言する者あり〕
後藤徹委員長	ご異議なしと認め、議第 46 号は原案のとおり可決することに決しました。 次に、議第 49 号を議題といたします。 質疑を行います。質疑のある方はご発言願います。
花村委員	総務事務経費 29 万 7,000 円について、システム改修という説明がありました。この理由の説明をしてください。
保険年金課長	補正の理由につきましては、健康保険法施行令等の一部を改正する政令が公布され、8 月 1 日より、高額療養費制度における 70 歳以上の所得区分の基準が一部見直されることに伴い、国民健康保険システムの改修が必要であるためであります。 改正内容としましては、70 歳以上の高額療養費の基準におきまして、住民税非課税のうち、低所得Ⅰの基準が見直され、これまで年金収入 80 万円以下とされていたものが、年金収入 80 万 6,700 円以下とされることによるものです。 これは、70 歳以上に支給される令和 6 年中の老齢基礎年金の満額が 80 万 6,700 円に引き上げられたことによるもので、これまでどおりの区分で高額療養費を受給できるようにするため、改正されたものでございます。
後藤徹委員長	ほかにご質問はありますか。
	〔発言する者なし〕
後藤徹委員長	質疑を終わります。 続いて討論を行います。討論のある方はご発言願います。
	〔発言する者なし〕
後藤徹委員長	討論を終わります。

後藤徹委員長	採決を行います。議第 49 号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。 〔「異議なし」と発言する者あり〕 ご異議なしと認め、議第 49 号は原案のとおり可決することに決しました。 以上で本委員会に付託された議案の審議は全て終了いたしました。これをもちまして民生文教委員会を終了いたします。 なお、委員長報告についてはご一任願います。本日はご苦労さまでした。 【閉会＝午前 10 時 08 分】
---------------	---